短期入所生活介護事業所　石岡陽だまり館　利用料金表

令和5年4月1日現在

1日の費用（要介護度別）			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室
サービス利用料	1割負担		523	649	696	764	838	908	976
	2割負担		1,046	1,298	1,392	1,528	1,676	1,816	1,952
	3割負担		1,569	1,947	2,088	2,292	2,514	2,724	2,928
食費（一日あたり）	第4段階		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	第3段階②		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	第3段階①		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	第2段階		600	600	600	600	600	600	600
	第1段階		300	300	300	300	300	300	300
居住費	第4段階		2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
	第3段階		1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
	第2段階		820	820	820	820	820	820	820
	第1段階		820	820	820	820	820	820	820
おやつ代			100	100	100	100	100	100	100
1日自己負担	第4段階	1割負担	4,129円	4,255円	4,302円	4,370円	4,444円	4,514円	4,582円
		2割負担	4,652円	4,904円	4,998円	5,134円	5,282円	5,422円	5,558円
		3割負担	5,175円	5,553円	5,694円	5,898円	6,120円	6,330円	6,534円
	第3段階②		3,233円	3,359円	3,406円	3,474円	3,548円	3,618円	3,686円
	第3段階①		2,933円	3,059円	3,106円	3,174円	3,248円	3,318円	3,386円
	第2段階		2,043円	2,169円	2,216円	2,284円	2,358円	2,428円	2,496円
	第1段階		1,743円	1,869円	1,916円	1,984円	2,058円	2,128円	2,196円

★介護職員処遇改善加算Ⅰ（加算状況及び日数により異なります）全利用単位数×0.083　※利用料・加算は、地域区分（その他10.00）換算済み。
★特定処遇改善加算Ⅱ（加算状況及び日数により異なります）全利用単位数×0.023　※自己負担割合が2割、3割の方は加算についても負担分が増えます。
★介護職員等ベースアップ等支援加算（加算状況及び日数により異なります）全利用単位数×０.０１６

【加算・実費】
★機能訓練体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・12円／日
★夜勤職員配置加算（予防はなし）・・・・・・・・18円／日
★看護体制加算(Ⅲ)イ（予防・空床はなし）・・・12円／日
★サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・・・・・・ 6円／日
☆看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)（空床のみ）・・・・・・ 4円・8円／日
☆療養食加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24円／日
☆緊急短期入所受入加算・・・・・・・・・・・・・90円／日
☆送迎加算(片道）・・・・・・・・・・・・・・・・184円／回
☆長期利用者提供減算・・・・・・・・・・・・・・－30円／日

☆日常生活費・教養娯楽費・特別な食事の費用・・・・実費
☆理美容代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,700円／回
☆電気製品使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30円／日（1品につき）
☆レンタルテレビ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100円／日（台数に限りあり）
☆外出時の移動にかかる費用・・・・・・・・・・・・・・ 30円／km（最低500円）
（指定医療機関以外の通院、買い物、外出等の送迎）

★は全員対象の加算となります
☆は対象者のみかかる加算等となります

利用者負担限度額認定	第4段階	下記以外の方	
	第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税者（市町村への申請が必要）	年金収入額と前年合計所得金額の合計が120万円超えの方
	第3段階①		年金収入額と前年合計所得金額の合計が80万円越え120万円以下の方
	第2段階		年金収入額と前年合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第1段階		生活保護受給者・老齢福祉年金受給者